

平成30年8月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成30年8月28日(火)

午後3時00分 開 会 午後3時56分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石川善昭
委員	八角憲男
委員	鈴木猛志
委員	大八木鷹次
委員	伊藤晴美

4 出席職員

社会教育課長	柴紀充	学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子
社会教育課主幹(生涯学習室長兼文化館長)	春山敏郎	学校教育課課長補佐	鈴木益実
学校教育室長	井上新治	学校給食センター所長	菅谷浩三郎
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子	青少年指導センター所長	網中昭仁
公正図書館長	山谷憲一郎	スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹博充
文化財・ジオパーク室長	小川正俊	銚子高等学校事務長	高森良文
教育総務室指導主事	濱野剛		

5 議題等

議案第19号 平成30年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について

議案第20号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

議案第21号 銚子市いじめ防止基本方針の策定について

報告第1号 銚子市における運動部活動の方針の策定について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成30年8月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

7月27日に開催いたしました平成30年7月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、八角委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務室長】

それでは、議案第19号「平成30年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求」について説明します。資料「平成30年9月補正予算総括表」をご覧ください。平成30年度9月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。これは、財政当局と協議した結果、このような要求内容になったものです。全体としましては、平成30年度銚子市一般会計教育費補正予算として、歳入1事業、合計30万円を増額、歳出9事業、合計359万3千円を減額補正しようとするものです。それぞれの予算要求の具体的な内容については、各所属長から説明させていただきます。それでは、このうち学校教育課所管分について、説明します。初めに歳入から説明します。歳入の表をご覧ください。施設器具費等寄附金30万円の補正は、平成30年6月4日付けで匝瑳市の荻谷進一様から幼稚園費寄附金として、いただいたものです。続きまして、歳出を説明します。歳出の表をご覧ください。1行目と2行目、事業額203万1千円と108万円の補正は、小学校・中学校施設管理経費、それぞれ清水小学校ほか10校、第一中学校ほか6校における建築基準法に基づく定期報告について、防火設備点検に係る業務を委託により実施するための経費を増額補正しようとするものです。3行目と4行目、事業額35万円とマイナス304万6千円をご覧ください。小学校・中学校パソコン設置・管理経費の機械等保守管理委託料の増額補正については、小学校・中学校で使用している教育用パソコンの保守管理に係る業務を業者委託しようとするものです。また、中学校パソコン設置・管理経費の機械借上料につきま

しては、本年度の11月30日でリース期間が満了する教育用パソコンを今年度末まで再リースで対応しようとするものです。5行目、事業額30万円の補正をご覧ください。その他幼稚園管理運営経費については、先程、歳入で説明した寄附金収入を財源に執行するもので、園児の健全育成のためにとの寄附者の趣旨に鑑み、老朽化している本城幼稚園のブランコについて、既存のブランコを撤去し、新たに設置し直すものです。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分について、ご説明申し上げます。歳出の表をご覧ください。6行目、地区コミュニティセンター管理経費29万7千円の減額補正は、高神外4地区コミュニティセンター清掃委託料の契約額が、予算額を下回ったために生じた差金につき減額をするものです。7行目、市民センター管理運営経費151万8千円の減額補正は、特定建築物定期検査について、直接市職員により調査を実施することとしたため、当初計上していた業務委託料を減額するものです。8行目、青少年文化会館管理運営経費292万3千円の減額補正も、同様の理由でございます。9行目、銚子ジオパーク支援経費43万円の補正は、銚子ジオパーク推進協議会に対する補助で、主なものとして10月に北海道様似町で開催されます日本ジオパークネットワーク全国大会の出席に伴う旅費及び負担金などでございます。以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【八角委員】

本城幼稚園に寄附をされた方は本城幼稚園出身ですか。

【学校教育室長】

寄附をされた方は匝瑳市在住で、本城幼稚園出身ではありません。

【八角委員】

なぜ本城幼稚園への寄附をされたのですか。

【学校教育室長】

教育委員会への寄附をしたいというお話がありまして、子ども達のためにということでしたので、老朽化している本城幼稚園に使わせていただきました。

【伊藤委員】

中学校の教育用パソコンに再リースについて、220台が対象ということですが、220台というのは教育用パソコンの総数ですか。台数は足りていますか。

【学校教育室長】

教育用パソコンのリースについては、一度にすべては入れられませんので、時期をずらしてリースをしております。5年の長期継続契約をしていますが、現在使用している物で支障がありませんので、リース料を抑えられることから、1年間延ばして使用するものです。

【伊藤委員】

パソコンの台数は足りていますか。

【学校教育室長】

教育用パソコンはパソコン教室に設置しておりますので、授業で使用する分の数は満たしております。

【鈴木委員】

市民センター管理運営経費について、職員対応となっておりますが、対応した職員はどのような方ですか。

【社会教育課長】

教育委員会内ではなく、市長部局の建築士の資格を持った職員にお願いしました。

【伊藤委員】

特定建築物とはどのような建築物ですか。

【社会教育課長】

基本的には、ホールなどの不特定多数の人間が集まる施設をいいます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第3 議案第20号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務室長】

議案第20号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」ご説明いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。報告書は、平成29年度に実施された事業について、1ページに概要を述べ、2ページから22ページまでは、事業ごとに目的、内容、平成29年度の実施状況、今後の課題等、教育委員会の評価を、23ページから25ページまでに学校等及び社会教育施設等の概要、現状、課題、教育委員会の評価を記述し、最後に千葉科学大学薬学部教授学習支

援センター所長の田井中幸司氏による学識経験者の意見を掲載いたしました。内容につきましては、7月に開催した委員協議会で協議していただいた結果、この度、一部修正等加えまして、配付させていただいた報告書の内容となっております。今後の予定でございますが、本日の報告書についての議決をいただきました後に、9月の市議会に提出し、同時に銚子市教育委員会のホームページで公表させていただくという予定となっております。以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第4 議案第21号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育室長】

それでは議案第21号「銚子市いじめ防止基本方針の策定について」説明します。

銚子市いじめ防止基本方針案をご覧ください。本方針案は、7月に行われた教育委員協議会で説明させていただき、委員の皆さまから貴重な意見等をいただきありがとうございました。教育委員協議会でお示した、銚子市いじめ防止基本方針案からの変更点はありません。いじめ防止対策推進法第12条、地方いじめ防止基本方針では「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」となっており、銚子市でも千葉県いじめ防止基本方針を参考に「銚子市いじめ防止基本方針」を9月策定にむけて進めております。このたびお示します銚子市いじめ防止基本方針は、事務局で素案を作成し、5月28日に銚子市いじめ問題対策連絡協議会、6月18日に銚子市いじめ問題専門委員会を開催し各委員の皆さまのご意見を踏まえ、修正を加えたものです。それでは銚子市いじめ防止基本方針案の主要な事項を説明します。銚子市いじめ防止基本方針案の目次

1枚目の裏面をご覧ください。ローマ数字Ⅰの「基本的な考え方」、ローマ数字Ⅱの「いじめの防止等のための対策の内容」が大きな柱となっております。4ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱの1には市（市教育委員会を含む）が実施する施策を規定しております。9ページをご覧ください。3には「重大事態への対処」について規定しており、(1)は重大事態の意味(2)は学校の設置者、市教育委員会又は学校による調査についてです。重大事態の報告ですが、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告します。11ページをご覧ください。(3)は調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置についてです。市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である銚子市いじめ問題再調査委員会により再調査を行います。以上が「重大事態への対処」についてです。今後の策定に向けたスケジュールは、本日、議決いただいた後、9月に策定・公表する予定です。以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 報告第1号について、所管課長から説明をお願いします。

【指導室長】

それでは報告第1号「銚子市における運動部活動の方針の策定について」説明します。「銚子市における運動部活動の方針」をご覧ください。平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成し、その中で県や市町村においても方針を策定するよう示されました。そこで、同6月に千葉県教育委員会により改訂された「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を参考に、本市においても「銚子市における運動部活動の方針」を策定しましたのでご報告します。本方針を受けまして、各学校においては、合理的で効率的な指導を実施すべく、練習時間の在り方や休息の取り方等、多方面から検証することが必要となります。方針の概要について、特に学校の取組が必要となる点を中心にご説明いたします。

10ページの「3 運動部活動の在り方に関する方針（4）適切な休業日等の設定」をご覧ください。本方針においては、活動時間についても示しており、平日の練習時間は長くとも2時間程度とし、休業日は3時間程度とするとしました。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度な負担とならないよう留意することとしました。さらに休養日についても、学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上設けることを基準とし、週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替えることとしました。長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとしますが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設けるよう示しました。また、12ページ「4 学校及び顧問の役割（1）活動方針の策定及び活動計画の作成」をご覧ください。校長は、毎年度、「学校の運動部活動に係る方針」を策定し、公表することとなります。併せて、運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出することとなります。続いて、17ページ「5 小学校及び市立高校の部活動について」をご覧ください。こちらについては、市独自の記載として、「小学校及び市立高校の部活動について」を項目立てしました。特に小学校については、学校教育活動の一環として、小中学校体育連盟主催の大会への参加を前提とした設置を基本としますが、実情に鑑み、2020年度までは、現状どおりの設置を認めることとします。なお、文化部活動に関しても、その特性を踏まえつつ、当面は本方針に準じた取扱いとすることとします。本方針の下に、本市の児童生徒が、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むことができるよう部活動のより一層の合理化効率化を進めてまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

【大八木委員】

小学校での部活動はどのように行われていますか。

【指導室長】

小学校においては、部活動は通年の活動は行っておらず、基本的に小中体連等の主催する行事に向けて部を結成し、活動を行います。

【大八木委員】

中学校では生徒が部活動に入ろうとした時に、運動系の部活しかない場合があると聞いたことがあります。運動系の部活に行けない子も活躍できる場として、文化系の部活動等が存在するべきだと思います。

【鈴木委員】

平成30年3月にスポーツ庁がガイドラインを作成したとのことですが、今回が初めてなのでしょうか。

【教育長】

初めてです。今までガイドラインはありませんでした。

【鈴木委員】

今回ガイドラインが作成された理由はなんですか。

【教育長】

基本的に働き方改革の一つとして作成されました。学校の先生が非常に多忙であり、その解消のため、何が一番に負担になっているか調べたところ、中学校では部活動が原因であることがわかったため、働き方改革の一つとして、また、子どもの健康の事も考えて、このようなガイドラインが作成されたというのが背景にあります。

【鈴木委員】

内容に対する質問ですが、時間的なものも細かく決めています、大会が近くなったら時間を延ばしたりすることもあるのでしょうか。

【教育長】

全て原則で方針のとおりです。たとえば、明日大会なので4時間、5時間やるのは、原則としては認めないということになります。

【鈴木委員】

生徒が自主的に行うのはどうでしょうか。

【教育長】

それを認めてしまわずしになってしまうので、あくまで、原則的に2時間ないし3時間ということになります。

【鈴木委員】

高校については学校で実情に応じて判断するという事によろしいですか。

【教育長】

高校はそうです。県立高校でも原則はガイドラインに沿ってやることになっていますが、高校の実情があるので、それを判断してやれるものはやってくださいという考えです。文化系についても、極力、ガイドラインに沿ってやることになっています。

【伊藤委員】

部活動の顧問の先生が活動の計画や実績を提出し、校長先生がそれをチェックすることになっていますが、学校がちゃんと方針に沿っているかは、教育委員会がチェックするのですか。

【教育長】

今のところ、各学校から状況を全てあげることはなっていません。

【伊藤委員】

部活動をもっとやりたい生徒、保護者が出てきた場合はどのように対応しますか。

【教育長】

学校には、これが市の方針で、保護者にも伝えてもらうことになっています。

【伊藤委員】

方針では、部活動指導員を積極的に任用する、とありますが、部活動指導員とは週に一度来てくれるような方も含めるのでしょうか。また、その研修を実施するという記載がありますが、研修は教育委員会が行うのでしょうか。

【教育総務室指導主事】

方針にある部活動指導員とは、ボランティア的に土曜日、日曜日だけ来てくれるような方ではなく、きちんとシステム化された部活動指導員という制度の下にその立場に

なった方を指します。本市においては、部活動指導員の導入までは行えない状況ですが、長い目で見たときに必要になると考え、記載を入れました。

【教育長】

これを契機に全国的に部活動指導員を導入しようという動きは増えると思いますが、部活動指導員を配置するといっただけ募集をしても、部活動指導員が土曜、日曜に来てくれるような方ではなく、報酬を支払って子ども達の部活動を見てもらい、色々な意味で指導をしてもらい、なおかつ引率もしてもらおう、という活動内容ですので、それができる方がいるかどうか。国の方では、お金を出すので部活動指導員を雇いなさい、先生方の負担を軽減しなさい、と机上の理論では言っているのですが、現実的に各学校で部活動指導員を現場に導入するかというと、銚子市では今の所、皆無です。ですから、部活動指導員の導入については、真剣に取り組みますが、部活動指導員になりたいという方には、しっかりとした研修を受けていただいて、あれもやっただきますよ、これもやっただきますよ、という形で任用しない限りは、ボランティアに毛の生えた程度の発想では決して務まりません。それならば部活動指導員にならなくてもいいと考える人が多いのではないかと思います。

【伊藤委員】

部活動指導員の給料は、それだけでは生活できない金額で、結果として副業ということになると思うのですが。必ず定時に終わる会社に勤めている人が、毎回の部活動に合わせて学校に来て、また土日にも指導することになりますか。

【教育長】

職業的なことを考えると、それではやっていけないと思いますので、手当をどうするかとか、色々なことを考えたとき、どのような方が部活動指導員をできるのか、ということになります。今の所、部活動指導員については、県の方から、やれるかどうか、お願いをされて、導入してみようとしているのが実情です。

【伊藤委員】

小学校の運動部活動について、「学校教育活動の一環として、小中学校体育連盟主催の大会への参加を前提とした設置を基本とする。ただし、実情に鑑み、平成32年度まで現状どおりの設置を認める」としていますが、平成32年度までとする理由は何ですか。

【指導室長】

バスケットボールに関してのみ、数年前に小中体連行事ではなくなり、市のバスケットボール協会主催のものになったため、部を設置できないことになりましたが、学校ではすでに4年生の児童がバスケットボール部の活動を行っていますので、その児童が6年生になるまでは現状どおりにしようということです。

【鈴木委員】

方針の公開の範囲はどのようになっていますか。

【教育総務室指導主事】

方針の公開は9月4日を予定しています。保護者にはダイジェスト版を配付し、また、銚子市教育委員会のホームページからダウンロードできるということを文書でお知らせします。ホームページに公開するということで、全国に公開することになると

考えております。

【教育長】

ほかに質問はございませんか。

【教育長】 閉会宣言 午後3時56分

以上をもちまして、平成30年8月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成30年9月21日

署名委員 伊藤晴美

署名委員 八角憲男